

第二部

「天皇と皇室」を語る

日本人にとって

「天皇」とは何か？

—グローバル化が進む社会における皇室の未来

橋爪大三郎

(東京工業大学教授・社会学)

PART1 天皇とは何か

「王」の「神話」による統治

日本はいまでもなく先進工業社会ですが、その一方で憲法には「天皇」という存在が位置づけられていて、その起源は「皇紀」という戦前の数え方に従えば二千六百六十年以上も前に遡ります。非常に古い。そんな天皇が現在も続いているのは大変に稀有なことであるといえます。

その理由を考えることが今後の天皇制を見直していく出発点になると思いますので、まずは天皇について少し考察を加えておきます。

基本になるのは「王」という概念です。英語でいえば「キング」。どの国にも王という概念があつて、人類学では世界中さまざまな地域に王制を見出しています。ならば、その特徴は何か。

②王制は世襲制であつて、王の子供のなかから次の王を立てるのが原則である。したがって、それ以外の人は王にはなれない。

③酋長や部族長も王と同じく権限をもち血縁でつながっていくけれども、両者のあいだには明らかな違いがある。酋長や部族長は血縁者だけを統治するのに対し、王の場合は統治する範囲が自分の血縁者以外にも及ぶ。つまり王は、酋長などよりも広い範囲で人々を束ねているのである。

第二部 「天皇と国民」を語る



橋爪大三郎氏 (東京工業大学・橋爪研究室にて)

これが「王」の定義です。その意味では天皇も「王」と見ることが出来ます。大昔から王として存在し、そして現在もおおその変形として続いているのが天皇である、といえます。近代社会であるにもか

かわらず、そうした王制が古代から連綿として続いているのが日本の特異な点です。では、王はどういうかたちで出現するのか。メソポタミア地域を例にとつて見てみましょう。この地域ではまず部族社会がで

き、それがあつた時期に部族連合に拡大されます。そして部族連合よりもっと広い範囲の地域を治め、都市国家をつくるようになります。王が出現します。

しかし血縁的な部族を超越してしまふと当然問題が出てきます。王の正統性(レジティマシー)の問題です。血縁を超越したところで政治を束ねるわけですから、王の根拠も血縁以外のところに求めなければならなくなる。そこに出てくるのが神話です。たとえば、王は「太陽の子である」とか「処女から生まれた」といった粉飾を施して並みの酋長や部族長たちより高い権威をつくりだすわけです。そして人々から税金を取ります。税金を取るのが政治権力の特徴ですから税金を取る。その金で武力を養い、みずからの政権基盤を維持していく。その一方では公共サービスも行う。

自然発生的にこうした王が出てく

る事情は、インドでもギリシアでもエジプトでも変わりません。

この王には次の段階があります。かなり広い地域で見ると、そこには王が何人も出てきますから必然的に王と王の争いが起こるのです。

王の段階はある民族グループ、あるいはある地域を代表しています。これが、これをさらに広い範囲で統合しようというレベルに入ると、「王のなかの王」、すなわち全域支配者が出てこざるをえない。それが「皇帝」です。

ローマでも中国でも皇帝が出ています。インドでもエジプトでもそうです。皇帝と呼ばないまでも「王のなかの王」が出てくる。

そこまでいくと、民族グループや地域を超えた抽象的な価値観や統治原理が必要になってくる。王の段階を超えて皇帝になると、もはや神話だけではなく何か普遍的な価値を背景にせざるをえなくなる。そこで出

てくるのが「ローマ法」であり「儒教」であり、インドであれば「仏教」ということになります。

では、日本の天皇はどうだったか。熊襲や蝦夷、出雲といったローカルな政権を打ち倒して統一政権をつくったという意味では、「王のなかの王」、すなわち皇帝の段階に近いということができるかもしれません。

が、しかし日本は狭い。日本全体がローカルな一社会であると考えるなら、皇帝ではなく王権のレベルであるというべきでしょう。実際、天皇の場合は、何か抽象的な原理を自覚したうえで異なるグループに対して「これが普遍的な原理であり、お前たちのようにローカルな文化にこだわってはいけません」と言っていてはだめだ」と言っていて、それを押しつけることはありませんでした。

天皇の場合は「法」や「世界観」といった普遍的イデオロギーではなく、「神話」の原理によって国土を

統合していったわけですが、それはやはり文字がなかったことと関係しています。

天皇が日本統一を成し遂げた時期は文字の伝来以前です。無文字社会の時代でした。統一政権である天皇がやがて中国から文字を受け取り、そして中国文化の影響を蒙りながら文字社会になっていく……。そういう順序です。ここがポイントになります。

無文字時代ですから、明確なイデオロギーを確立して、それを日本のなかのローカルな文化に押しつけることはできなかった。そこでどうしたかといえば、神話を編成して政治に結びつけたのです。出雲の神やその他の地域の神をうまく編成して、そのなかでリーダーシップをとる神を生み出した。それが「アマテラス」です。——アマテラスの直系の子孫は私（天皇）である。ローカルなグループは直系ではなく、枝葉のほう

の末裔なのだから、結局はアマテラスの子孫である私（天皇）に従いなさい、というふうにして権力を編成していったわけです。

イデオロギーではなくて神話による統治。これが天皇の出発点です。その後それが一度も変更されていない点が天皇制の特徴といえます。

万世一系の秘密

王が神聖なものであって一般人とは違うのだ、ということはプリミティブな王権ではよく見られます。たとえば王が手を触れれば病人が治るといふ「ロイヤル・タッチ」、その逆に台風や津波や地震など何かよくないことが起こると、それは王の責任だということで王が倒される。そういうかたちで王は一般人とは別の「徴づけられた存在」であるときもさるわけですが、そうした事例はいくらでも挙げられます。イギリスの人類

学者フレイザーの『金枝篇』（岩波文庫）にもそうした例がふんだんに載っています。これが未開の王の特徴ですが、天皇にもそうした要素が多少あります。

たとえば、南北朝時代や明治維新时期といった転換期に天皇が「特別の存在」として担がれ、混乱を收拾する役目を荷わされたことはやはり、天皇が一般人とは別の「徴づけられた存在」であることを意味しています。

さて、ふつうプリミティブな王権は発達した王権に転じ、さらに古代国家に展開していきます。そして古代国家は文字をもち、税金を取り、軍隊を擁し、たいていは近隣の国家と戦争をする。戦いに敗れば王家は断絶します。あるいは中国では不徳の皇帝が出ると別の有徳者が天命を受け、これに代わって新しい王朝を開きます。これを「易姓革命」といいます。また、厳密にみずからの

血縁の範囲内で王権を継承していくと王統が途切れてしまうことも起ります。そうすると次の王家が立つ。したがって多くの王国では王朝が交替していくのが普通です。それにもかかわらず王朝が断絶しないとしたら、考えられるのは二つのケースです。

- ①継承が厳密に血縁で行われているとはいえない場合。
- ②王権が政治の実権と関係がない場合。

わが国の天皇家が万世一系で続いた秘密もこの二つの要素と無関係ではありません。

最初の「継承が厳密でない」ケースとしては、第二十六代の継体天皇を挙げることができます。武烈天皇に後継ぎがなかったため、時の実権を握っていた大伴氏は、天皇家の遠縁に当たる越前三国の五十七歳の

王を見つけてきて嫌がるのを無理やり即位させた。これが継体天皇です。天皇の不利になるようなこうした記録は粉飾できるものなら粉飾したいし、記録にも載せたくないものです。それにもかかわらず継体天皇の継承の記録が残っているのは紛れもなくそういう事実があったことを意味しています。

『源氏物語』にも、光源氏が桐壺帝の皇后・藤壺と過ちを犯して、その結果生まれた子供が次の天皇になるという設定があります。そんな物語を王朝内でみんなが読んでいたというのはどういうことか。常識的に考えるなら、そんな物語は発禁になるところです。それが大つぴらに読まれていたのは、そんなことは当たり前だったからではないのか。これも血縁の継承がいかにルーズであったかということの証拠になると思えます。

二番目の理由についていえば、王者の典型が藤原氏です。藤原家は天皇家の血縁であって、政治を司る大臣の地位を世襲しました。また天皇の父親が実権を握る「院政」もあります。大臣の雇い人であったはずの武士がいつのまにか力を蓄えて政治の実権を握ってしまったのが武家の時代です。明治期のように維新に功績のあった参議が権力の座に就くこともあれば、内閣の大臣が政治を担当することもある。戦後日本は議会在が権威をもっています。

第二部 「天皇と国民」を語る

ともかく天皇は、このように時の権力が何であれ、大変柔軟にかよいうにも変化してきました。これが天皇制が連綿と続いてきた秘密です。だから天皇制は古代の部族社会でも通用したし、近代民主制の時代になっても生き残っているのです。何も天皇は万世一系と定められているものではなくて、要は柔軟な姿勢で同じ手を繰り返しながら延命してきたために万世一系であるかのよう

皇が政治の実権と密接な関係をもっていたら、政治権力の移行にともなうて王朝も交替したはずで、しかし実際は無関係だったから、王朝は交替を迫られることはなかった。天皇位が連綿と続いてきたのはまさに、天皇が政治の実権をもっていなかったからです。

日本の歴史上、「天皇親政」はむしろ例外です。明治政府の重臣や昭和軍閥における皇道派の軍人は「天皇親政がもともとの姿である」といっていますけれども、全然そんなことはない。逆に、政治とは無関係な姿が天皇制のノーマルなかたちだと見るべきです。

そういうと、王であるにもかかわらず政治の実権がないのはおかしいじゃないか、といわれるかもしれませんが。普通の王権であれば政治上の実権をもつはずだからです。しかしフレイザーの『金枝篇』や文化人類学のさまざまな研究によれば、そう

に見える、ということですが。

権威と権力の構造

天皇は日本国を統一するときに大変なパワーを発揮します。ところが統一がなされ、いったん政治権力が確立されると、政治権力にとって天皇は少々煙たい存在になります。天皇はその政治権力に対抗する勢力を鳩合する可能性を潜在的にもっているわけですから、これはうまく操作しておかなければいけない。すなわち政治権力にすれば、自分は天皇の権威によって政権を握ったのだから天皇を否定することはできない。しかしそれを尊重しすぎると今度は自分の地位が危うくなってしまう……。天皇はそうした意味でアンビヴァレント（両面価値的）な存在なのです。藤原氏であれ將軍家であれ、天皇との関係はおおむねそうした政治力学の上に立っていました。そこで

いう王制もないわけではないので

チャーマニズムなど、その一例です。チャーマニズムの場合は——王がいて、その王とは別にシャーマンがいて神と交流する。逆に王が神と交流して、その兄弟や部下が政治を行う場合もあります。沖縄など南島の「ヒメヒコ制」がそうです。女性（ヒメ）が神と交流し、その男兄弟（ヒコ）が政治を行う。いわば、宗教的な権威と政治的な権力が一致しないで、楕円のように二つの焦点をもち、即かず離れずの関係でシステムをつくっていく。

天皇制の場合、神と関わる宗教上の権威がおおむね天皇で、もうひとつ天皇とは別に政治の実権があるわけです。政治権力のかたちが何になるかは時代やケースによって変わってきます。天皇の弟や息子が政治を担当する場合もあれば、部下である大臣が政治に携わる場合もある。後

次々と幼い天皇を立ててみたり、何人か側室をあてがって腑抜けにしたり、あるいはお金をあげてみたり搾ってみたりと、さまざまな手を使って天皇をコントロールしようとしてきました。それが基本形としてあります。

江戸時代を見ても、天皇家と將軍家の関係はまことに微妙です。形式的に言えば、天皇は律令制の統治権の中心にあつて徳川家に官位を授ける存在でした。正一位とか従一位という位階を授ける。左大臣、右大臣といった任官も行った。令外官である征夷大將軍にも任じた。徳川家も天皇の権威がなければ幕府を開けないし、將軍にもなれなかったわけ

です。その一方、將軍家はその権力をもつて逆に「禁中並公家諸法度」なるものを発して天皇をふくむ貴族の行動を制御しました。天皇に所領をいくら与えるか、それを決めたり、キ

リシタン禁制からんで天皇を仏教徒にしたのも将軍家です。日本に住する住民はすべて仏教徒もしくは神道の門徒であることを義務づけられた時代ですから、天皇も仏教徒となった。天皇家は神道の元締めなのに、仏壇も位牌もありました。つまり天皇は将軍家の宗教管理体制の下にあったのです。しかし「権威」ということでいえば、論理的には天皇は将軍家より上位に立っていた。

天皇もたしかに神と連結しています。しかしその神が何を担っているかといえば、究極的には人民の福祉です。現世での生活を支えている。とすると、これは政治が扱う領域と重なる。いわば同じ目的に対して、政治という手段があり、また神のサービスもあるというのが日本の特徴です。ローマ教会と世俗の権力のように政教分離しているわけではない。天皇と政治権力は「分離」ではなく「分業」している。手分けをしているだけだ。これが日本で政教分離という観念がなじまない理由です。

庶民と天皇

ただし一般庶民は天皇をめぐってそういうことまで考えていたわけではありません。「天皇なんてどこにいるの」という感じだったと思います。

庶民にとっていちばん大事なものはローカルな共同体です。いわば「村」です。ここには法は入ってきません。しかしそこに必ず入ってくるものがある。それは「神さま」です。どの共同体も神さまを祀って、祭りがあった。そういうふうにして日本人は人々のあいだの連帯を維持してきた。

その農村共同体がなくなり、みんなが都市に出てくるようになると、今度は都市にいろいろな擬似共同体ができます。企業、学校、軍隊、業界団体、町内会……。それらもさまざまなかたちで神さまに結びついています。いまでも大企業の本社の屋上にはお稲荷さまが祀られているし、業界団体の催しには皇族が招かれる。

つまり日本人は神さまを祀ることによって共同体を管理してきたわけです。

もうひとつ、庶民にとっての天皇

は社会変化を促す役割を果たしてきたようにも思えます。明治維新になると、天皇はいち早く洋服を着たし、洋食も食べた、汽車にも乗りました。国民に先んじて外国文明を取り入れている。戦後、昭和天皇は誰よりも早く民主主義に「改宗」しています。そして天皇が改宗すれば国民みんなも改宗する。そういうかたちで大きな影響力をもったということができません。

PART 2 近代の天皇

天皇制ナショナリズムの誕生

西欧のように政教分離がなされている場合、ナショナリズムはどういうかたちをとるかといえば、インターナショナルな教会の権威を否定し、世俗的な権威を大事にしようとする。啓蒙思想や市民革命がそれ

です。ところがわが国の場合そうはならない。なぜならインターナショナルな権威がないからです。仏教も、日本国内に総本山があつてインドや中国との連絡は切れています。儒教もまた然り。中国の朱子学の影響を排除して過去の聖人である孔子や孟子を尊ぶ独自の「古学」を打ち立てていますから、これもインターナショナルとはいえない。いずれにしろ江戸時代まで日本は外国と協同してインターナショナルな権威を築いたことはありません。

では、日本のナショナリズムはどういうかたちをとってきたか。外圧に対する危機感があつたとき、それに対抗しようと、非常にローカルなかたちで出てきました。そのとき核になったのが天皇です。

なぜ將軍ではなく天皇なのか。これにはいくつかの理由がありますが、大きいことだけをいえば、將

軍の場合は統治権の正統性に疑問の余地があるからです。徳川家は関ヶ原の合戦に勝って統治権を得たわけですが、戦争に負けて徳川家に服属している外様大名たちも本を正せば徳川家と対等だったわけです。長州の毛利家も薩摩の島津家も負ける前は徳川家と対等だった。したがって日本の場合、武士が誰にたいして忠誠を尽くすかという点、これは將軍家ではありません。主君、すなわち自分の属する藩の藩主(大名)です。中国の士大夫は正統な権力である皇帝に直接忠誠を誓いますが、日本の武士の場合、忠誠を尽くすのは將軍家ではなく、藩主なのです。

このあたりのことについて、当時の儒者・山崎闇斎あんさいはこういう意味のことを言っています。

——武士たる者、たしかに將軍家への服従義務がある。では將軍家の統治権がどこからきたかといえは、それは戦争に勝ったという「霸道」

によるのではなく、天皇から將軍に任命されたという「王道」によるのである。遡るなら、天皇家に対する服従義務があるから將軍家に対する服従義務も出てくるのだと考えるしかない。

ここまでは將軍家にとって大変都合のいい考え方です。しかし闇齋はこう続けます。

——將軍家に対する忠誠をすべての武士に要求するなら、それは天皇に対する忠誠義務をすべての武士に要求するときにかぎって、そう要求できるということである。したがっ



山崎闇齋 (1618-1682)

す。アメリカは大統領を戴く共和制だから、これもだめ。イギリスは王制ですが、しかし憲法がない。不文律でやっている国だからこれもマネできないということ、最後にプロイセンが残ったという経緯があります。

しかし明治初期の段階ではまだ憲法がなかったから、これは専制君主制の段階というべきです。専制君主制の問題点は、すべての国民を国民として扱うのだけれども国民が政治的意思表示をできないということにあり、そこで国民のあいだに自由民権運動が起こり、自分たちが政治的意思を表明する発露が必要だということになりました。このプロセスが進行して憲法がつけられ（一八八九年）、帝国議会が開設された（一八九〇年）とき、日本は立憲君主制に移行し、真の国民が誕生したのです。

立憲君主制は当時の国際標準で

て究極的には天皇に従うのが正しいのである、と。

これは国学にも共通する姿勢です。ならばなぜ武士と天皇の中間に將軍家が存在するのか。それは歴史の偶然、いたずらにすぎない——闇齋はそういつています。

だから將軍家が政治的にしくじった場合、政権はもとの天皇家に戻る。これが大政奉還です。江戸後期になると、こうした論議がだんだん広まっていきます。つまり天皇を中心にしてナショナリズムが構築され、それまでの分権的な政治システムが天皇を中心とする集権的なシステムに改編されていく。天皇というシンボルを使って、伝統思想のなかからナショナリズムが出てきた。これがヨーロッパにも中国にもインドにもない、日本独特の近代化のかたちです。

シンボルとしての天皇

す。日本が法の支配する国に変わり、天皇はロシアやドイツ、イタリアの君主と同等の君主であるということになったわけです。

天皇と大統領

ここで天皇と大統領の違いについて少し触れておきます。大統領にもいろいろありますが、とりあえずはアメリカの大統領を見ておきましょう。

大統領は選挙で選ばれるうえに血縁で継承できません。

これは古代ローマ帝国の統領（コンスル）制のマネで、統領というのは共和国にしか出てきません。

もともと共和制は時に帝政になることがあります。元老院（けんろういん）という議会在が権限をもって民主政治を行うのが基本ですが、議会があまりうまく機能しなくなったり、戦争が勃発したときは独裁官のようなものが出て、

明治維新に際しての天皇の役割はまさに「象徴」（シンボル）でした。

西洋列強のアジア進出を前にして、各藩の武士が草莽の士となり、国民的なボランテニアとなった。救国義勇軍のようなものです。そして新しいネーションをつくりだした。ネーションというからにはその象徴が必要である。忠誠の対象が必要だ。それが天皇でした。

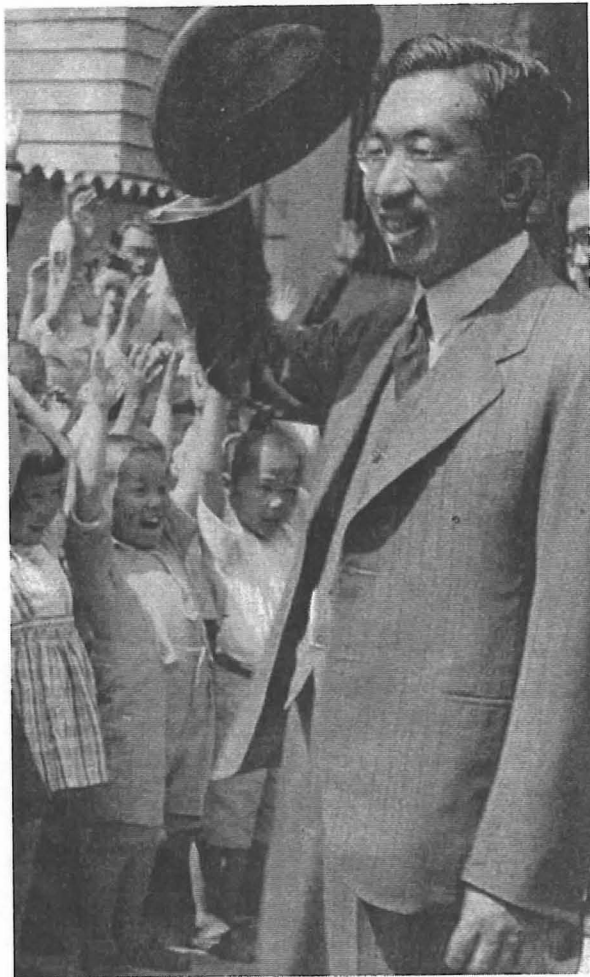
したがって天皇が実際に政治を執り行うか、あるいはどんな政治的プランをもっているか、それは二の次です。それより、どんなネーションをつくるのが先決問題でした。

日本が近代化のモデルを探したとき、イギリス、アメリカ、フランス、それからプロイセン（ドイツ）などを参考にしました。しかし、まずフランスとアメリカはだめだということになります。フランスは大革命（一七八九年）があつて国王（ルイ十六世）が首を切られた国だからで

議会は一時停止され、独裁国家になるわけです。しかし共和制であることに変わりはない。げんに、戦争が終わると独裁官は元老院のチェックを受けました。それが面倒なので、やがて有力な將軍が皇帝（インペラトル）になり、ローマは帝政に移っていったのです。

アメリカも共和国ですから、同様に世襲の皇帝が出てくる可能性がありました。独裁者が出現して、しかも自分の子供にその座を譲り、帝政に変わる危険性があつた。それを心配したアメリカの建国の父たちは、絶対にそうなるってほならないと大統領に任期を設けたわけです。あらかじめ大統領の権力がなくなる時期を確定しておいて、独裁者にならないようにした。これがアメリカの大統領制の特徴です。

したがって、アメリカ大統領は終身でもないし世襲でもありません。天皇はその逆です。政治権力はな



人間宣言をした昭和天皇は、戦後も在位し続け、国民の前に姿を現した

いけれども終身であつて、その地位は世襲される。天皇と大統領はまさに対極にあると言えます。

意味あいもまるで違います。明治憲法に関していえば、まず天皇があつて、その天皇が憲法をもたらしただから欽定憲法といひます。大統領制の場合はその逆で、先に憲法があつて、その憲法が大統領の権限を保証するのです。

天皇と民主主義

そこでこういう疑問が起るはずで。——では民主主義と天皇制は矛盾するのではないかと。

もし天皇が実質的に政治を行つてしまえば矛盾するでしょう。しかし民主主義と矛盾しない王制もある。たとえばイギリスがそうです。

国王と議会は対立しうる要素をもっています。げんに清教徒革命（一六四二年）、あるいは名誉革命（一

六八八年）のとき、そういう事態に陥りました。そこでそのあとの国王（ウィリアム三世）は「君臨すれども統治せず」と宣言します。国王は

議会を重んじる。議会も王の権限を尊重する。つまるところイギリスの場合、形式的な権限は国王にあるけれども実質的な権限は議会に全部預けてしまったわけです。そこで「キング・イン・パラメント」、すなわち国王のいる議会が主権者であると理解されるようになった。こうしてイギリスは長い時間をかけて王制と民主制を調和させる方向へ向かつたのです。

昭和天皇はそうした教育を受けました。だから天皇は国家機関であると考えられるようになったわけです。

結論をいえば——王制と民主制は当然矛盾します。民主主義的な議会在国内にあれば、国王と争いになる可能性はある。しかしそれを憲法によつてか、慣習によつてか、乗り越

任を否定してこう書きました。

《戦争を遂行することで亡くなった三百万の死者（失われた生命）は、たしかに大きい。しかし、戦争を終結することで戦後に生きのびた七千万人の生命は、さらに大きい》と。

そうして迎えた戦後、国体問題が浮かび上がり、明治憲法の改正につながりました。

連合軍がいちばん問題にしたのは統帥権です。軍事指揮権に対する議

会のチェックが甘かった。だから軍部が独走した。そこで軍をなくしてしまえということになった。それが

現行憲法第九条の「不戦条項」です。次は天皇の位置づけ。明治憲法には「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とありました。宗教的な君主というか、国家神道の匂いがする。そこで新憲法では政教分離を謳い、天皇も「人間宣言」をしたわけ

えるならば、国王の権威と議会の権限とは調和的になる。これが人類の智慧です。矛盾するけれども、その矛盾は解消できるということです。

しかし、わが国の天皇の場合はこういう問題はほとんど起きません。なぜかといえば、天皇は現実の政治的権限をもっていないからです。だから独裁でやろうといわれればそれに同意し、立憲君主制でやろうといわれればそれにも承認を与える。天皇制はいかなる政治システムとも調和的でありうるのです。

昭和天皇の決断

昭和天皇の場合しかし、みずから意思を表明したことが二回あります。一回は「二・二六事件」（一九三六年）のとき、二度目は終戦（一九四五年）の「ご聖断」のときです。『天皇の戦争責任』（径書房）という共著を出したとき、私はその戦争責

任を否定してこう書きました。地改革なども行われた。

こうした情勢変化のなかにあつて昭和天皇は退位をしませんでした。ということは、こうしたシステムの變更に不満はないということを意味しています。アメリカを中心とする連合国の占領政策について何も文句はいりませんということ。そこで、戦前のシステムにあつて天皇に忠誠であつた人たちも、戦後のシステムに異議申し立てをすることがきわめて困難になった。もし天皇が腹を立てて退位したり、あるいは戦争責任を問われて死刑になつていたりすれば、戦前の天皇に忠誠を尽くした人は「反米愛国」を叫び、かつ一定の国民から支持を得たはず。しかし現実はそのようではなかった。三島由紀夫のような人が出て、それは例外的な少数派で政治勢力とはなりません。

昭和天皇は、戦前の天皇として模

範的な天皇でしたが、戦後も模範的な天皇であったといえます。

■PART 3 天皇制のこれから

皇族は国民ではない

戦後のシステムはとくにそうですが、天皇が具体的にどのような個人であるかということはまったく問題になりません。戦前も本来はそうでしたが、しかし実際はかなり重要な業務が天皇個人に集中するシステムでしたから、昭和天皇の見識や個性によって現実の歴史が影響されることはありました。しかし戦後はそういう余地はまずないといっている。天皇がいかなる人物であろうが現実的には何の関係もない。折に触れてその人柄がわかったとしても、政治的・社会科学的意味あいはきわめてゼロに近いといえます。

しかも天皇（日本の皇室）の場合には、外国の君主（王家）のような特権をもっていません。これも戦後の天皇（皇室）の特質といえるべきでしょう。

西欧型の王権は大変特権的な身分です。普通の人では考えられないようなさまざまな義務を課されるけれども、その一方では普通の人では考えられないようなさまざまな特権を享受しています。国民の税金を一部私財として使うから個人財産がたかさんある。それをスイスの銀行などに預金しています。

また西欧では王族同士の国際的なつながりがあります。姻戚関係もあるから国内の政治情勢が悪化したら外国に亡命する。これが普通です。フランス革命のとき、ルイ十六世はバスティーユ襲撃のあと、他国へ逃げようとして国境で捕まっています。第一次大戦のとき、ドイツ皇帝ウィルヘルム二世は敗色が濃くなる

とオランダに亡命している。国際法廷で訴追されたけれども、オランダが「政治亡命だから」といって身柄を引き渡さなかったため生き延びることができました。そんなふうに国民と遊離しているのが王室です。

ここで何を言いたいのかということ、王族というのはそれだけの特権があつてやつと釣り合う地位なので。ところが天皇家はうまいものを食べたり、普通の人ができないような豪勢な生活などしていません。では、天皇にどういうメリットがあるかといえば何も無い。完全に「持ち出し」でしょう。

皇族は生まれたときから皇室の一員で、植樹祭などスケジュールがびっしり詰まっている。結婚するといつても、いちいち皇室会議の議決が必要で、行動の自由などありません。戸籍だつてない。ということは参政権もない。有体にいえば皇族に人権はないのです。

憲法は国民のために人権を保証しています。結婚の自由、職業選択の自由、参政権、あるいはどこへ住むか、いつ外国へ行くか……。それがほぼ制限されているのが皇室です。

では、皇族の存在自体、憲法違反なのだろうか。もし皇族が国民であるとするならば、憲法違反です。しかし憲法は皇室・皇族の存在を規定しています。とすると論理的に整合性のある唯一の答えは「皇族は国民ではない」ということです。したがって皇室問題の根本は——生物学的には人間だけれども国民でも人間でもないという状態を特定個人に強いなければいけない、というところにあります。雅子さまに関する皇太子発言も女帝問題も、すべてはこの一点に淵源しています。

私の「皇室改革案」

皇位継承をスムーズに行うため

に、普通は貴族制があります。皇室と庶民の中間に貴族がいて、子供のときから礼儀作法に気をつけて育てられる。そういう人のなかでおとなしくて頭のいい人を皇室に嫁がせる。そうなるのはじめて皇位継承もうまくいくわけです。外国のケースを見てもみなそうなっています。

ところが戦後日本は貴族制を撤廃して、そういう階層を全部なくしてしまいました。現在も続いている特異な階層はお茶やお花の家元ぐらいでしょう。

そうだとすれば、貴族制もないなかで皇室のシステムを維持していくのはもはや限界にきているというべきです。皇太子発言も女帝論議も、そうした行き詰まりのなかから出るべくして出た問題です。

そこで私の提案はこうです。——前述したように皇室問題は人権問題でもあるので、それを解消するためにも天皇家は無形文化財にして歌学

の冷泉家れいせいけのように家元として残っていたらいいのではないか。そしてさまざまな儀式や伝統を伝承していただく。日本の政治システムは大統領制、すなわち共和制に変えたらどうか。日本国民が合意できればそうした方がいい、というのが私の個人的な意見です。

もつとも現在はまだ機が熟していないから、こうした考えはおそらくは国民の数パーセント程度の支持しか得られないでしょう。また、これは国民全体の選択に関わる問題だから世論に任せるしかないのも事実です。しかしその決定が長引けば長引くほど皇室をめぐる人権問題は深刻になるはずで

では今後の二十年、三十年で皇室がなくなるとしたら、それまでの経過措置としてできることは何か。上述したような人権侵害状況を軽減することです。

国体の開会式に出席するとか植樹



北畠親房『神皇正統記』の写本

いけないとする議論もあるよう
いけんとする議論もあるよう
す。
仮に愛子さまが女性天皇になつた
としても、男系ではないからとい
つて愛子女帝のお子さまが天皇にな
れないのであれば、皇位継承問題はず
つと続いてしまいます。そうだとす
れば、ここで女帝を認めてもほとん
ど意味がない。はじめから「男系継
承」などという規定は外しておいた
ほうがいいと思います。
もつとも、実際に愛子さまが「百
二十七代目」の天皇に即位して、そ
して結婚して子供を生んだとすれ
ば、子供は可愛いから世論もコロッ
と変わるのではないでしょう。か
「女系による継承はこれまでの百二

七代で初めてのことだ。これで伝
統が途切れてしまう」といった強硬
意見も自然に消えてしまうように思
います。女帝を認める以上、そのお
子さまが男子であろうが女子であろ
うが——男子であるほうがわかりや
すいとは思いますが——その子が皇
位を継承するというのが国民感情に
も適うはずです。
いやそれより、男系の継承でなけ
ればいけないという規定は明治にな
つて皇室典範ができてからのこと
です。旧皇室典範には「大日本国皇位
ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ
継承ス」と書いてあるけれども、皇
室典範は近代がつくりだしたものに
すぎません。
それは北畠親房の『神皇正統記』
を読んでみればわかります。あの本
は要するに何をいつているかとい
うと、中国に対する日本の優位を書
いています。中国ではしばしば王朝が
途切れるけれども、わが国では連綿

と皇統が続いている。それはなぜか。
日本が優れた国であるからだ、と。
歴代をずっと遡っていったとき、
いちばん問題になるのは南北朝の問
題、継体天皇の問題、何人かの女帝
の問題ですが、北畠親房はそこをつ
ぶさに論じていって、こういって
います。——皇統の継承は、伝統的な
解釈によれば男系でも女系でもなく
「三種の神器」によって証明される。
鏡・剣・勾玉の三種の神器の正統な
る継承者が皇統を継ぐ。これこそが
日本の伝統である、と。
《わが国の神霊として皇統一種のみ
が正しくあられることは、まことに
これらの勅に明かである。三種の神
器が世に伝わることは日月星が天に
あるのと同じである。(中略) この
三徳をあわせて受けないでは天下を
治めることはまことに難しいにちが
いない》(松村武夫訳)
論理的にいつてもそうなるはず
なぜなら、天皇は天照大神の子孫で

祭に出るとか、そうした細々した行
事に小まめに顔を出すのは止めにする。
憲法が定める国事行為の一番か
ら十番まで、つまり「憲法改正、法
律、政令及び条約を公布すること」
から「儀式を行ふこと」までに限定
する。天皇の公務はこの仕事だけに
して、あとはゆつくりお休みになつ
ていただく。皇太子をはじめとする
他の皇族のメンバーには法律上の義
務はないわけですから、今こなし
ているような雑用は極力少なくする。
ビジネスデーとオフの日をつくつ
て、週のうち何日かはオフの日にす
る。そういう日はご自分で車を運
転して海に行くのもいいし、デパート
で買い物をするのもいい。そこに政
府は干渉しない。
お金がないとそういうこともでき
ないから、もう少し内廷費を増やす
必要もあります。そして使いやすく
する。宮内庁が全部管理しないで、
増やした内廷費はポケットマネーに

したらいい。そして皇族が自分で
使用人を雇うこと。現在は身のまわ
りのことは全部官僚がやっています
が、あれでは監視されているのと同
じです。しかも官僚たちは何か事が
起こると宮内庁の側に立つ。それ
は皇族だつて安心して心の内を話す
こともできません。しかし自分のポ
ケットマネーで雇った使用人であ
れば皇族の側に立つでしょうから、ス
トレスもだいたい違ってくるはず
です。こういうことをちゃんとやら
ないといけない。
明治以来、日本は皇族を監視して
きました。彼らに変な思想にかぶ
れて時の政府に叛旗を翻したりクー
デターの「玉」として担がれたりし
ないう、国が全部管理していま
し。そして政府の都合のいいように使
まわしてきました。
私は、国民も皇室をいいように使
いすぎてきたと思つています。国民
は傲慢だつたと思います。世の中

尊皇主義者とか勤皇論者を自認する
人は多いけれども、実際に皇室のメ
ンバーである個人がどんなに窮屈に
生きてきたか、それをまともに考え
ている人はきわめて少ないはず
です。しかし成熟した民主国家であ
れば、そうしたことを十分に織り込
んで議論しなければいけない。その
意味で私は、皇太子の先のご発言は
うしたあり方に一石を投じたもので
あつて、問題提起であつたと受け止
めています。
皇位継承は「三種の神器」に拠る
女帝問題ももっと柔軟に考えるべ
きです。
現在、女帝問題は皇室典範を改正
して女帝を認める方向に進んで
いるようですが、しかし、皇室典範の第
一条「皇位は、皇統に属する男系の
男子が、これを継承する」という条
項を楯にとつて「男系」でなければ

すが、同時に大和民族も天照大神の子孫である。ということは、大和民族のメンバーである日本人は全員が天照大神の子孫である。その意味では天皇と対等です。ならば天皇と庶民はどこが違うかといえば、天皇は神を祀る日嗣の皇子であり、天皇であるという一点です。天皇はそういう職務を継承している。そしてその職務を継承するのは三種の神器を受け継いだ者である。これが『神皇正統記』の論理です。

『神皇正統記』には「男系」「女系」などということは強調されません。はつきりしたかたちでは出てこない。皇室典範の考え方は違うわけです。昭和天皇はそういうことをいろいろな人から講義されています。だから終戦のときも「三種の神器を守るのだ」とおっしゃったのです。さもないと日本は混乱する、と。

三種の神器に拠る継承は皇室典範というシンボルがないと日本人というアイデンティティがなくなるなどということはありません。天皇がいらないと日本国は解体するという、そんな情勢ではまるでない。

逆に、いま問題なのは日本人という意識が強すぎることです。「日本」なんてあまり意識しないほうがいい。それがむしろグローバル化時代の皇室にふさわしいと思います。皇室などなくてもいいというのもひとつの考え方ですが、あるのだったら、外国の王室のように皇族が外国の人と結婚するというのもひとつのあり方です。

雅子さまと結婚する前、皇太子はたしかジョディー・フォスターのファンでした。だからわたしは、皇太子が彼女と結婚したら大変いいことだと思っていました。愛子さまもやがて外国に留学することになったら、そういう可能性が出てくるかもしれない。そうなればなつたで結構

の規定には合わないけれども、わが国の伝統には合っているのです。ということは、愛子さまが三種の神器を継承し、そのお子さまが三種の神器を継承すれば何も問題はない。旧皇室典範に戻るのではなく、『神皇正統記』に戻ればいいのです。

禅宗の血脈相承とか家元制度、そういうものから逆に影響を受けて「皇統」とか「万世一系」といった考えが出てきている面もあります。それをあとから再解釈して、前からそうなっているのだというふうにしてきたところがある。そうだとすれば、平田篤胤や北畠親房をよく読んで、愛子さまの男子あるいは女子が皇位の継承者としてふさわしいというアイデアを出して国民が一致すればいい。皇位継承問題はそれで終わりです。「男系、男系」と叫ぶのは明治時代の皇室典範に引き寄せられすぎです。それはかえって日本の伝統にそぐわないというべきです。

なことだと思えます。

だいたい「中心」というのはかなり古い演出装置なのです。情報が限られていた時代はまず社会階層が上の人に外国の情報が伝わった。日本が中国と接触していた時代がそうだったし、明治維新时期、ヨーロッパとの交渉がはじまったときもそうでした。しかし今や情報は均等に同時にやってきました。そういうとき皇室の役割はもはやほとんどないというべきです。天皇を「中心」として戴かないと国が機能しないなどということはありません。むしろ新しい世代が次々に立派な日本の固有文化を生み出していくことこそが国の活力になるはずです。

勤皇派と佐幕派が対立した時期とはまったく状況が違います。あのときは天皇がいなくて国が分裂する可能性がありました。一九四五年（昭和二十）の終戦のときも、徹底抗戦か和平か、国論がまとまらずに国が

日本人の選択が問われている

二〇〇二年（平成十四）の暮れに朝日新聞が行った世論調査によれば、国民の八六パーセントが現在の象徴天皇制を支持しています。国と何かたちをとる以上「国民統合の象徴」（中心）があつたほうがいいという考え方なのでしょうが、果たしてそうか。

明治時代は普通教育もなかったし、職業選択の自由もなかった。国民を国民たらしめる共通項目はいっさいなかった。そのときに天皇が国民統合のシンボルとなって日本国をあらしめたわけですから。

しかし今は天皇がいようがいないが、日本という国は何の問題もありません。NHKもあれば新幹線もある。わたしたちが日本人であることを証明するパスポートもある。時代は変わっているわけですから、天皇

分裂する可能性がありました。しかしあの時代と現在とは状況はまるで違う。いまは日本の文化的アイデンティティは何であるかと、国民自身が真剣に模索し、答えを見つけ出していく時期です。その意味で今回の女帝論議、皇位継承問題では日本人の「選択」が問われているといつても過言ではありません。

（談／構成・松崎之貞）

橋爪大三郎 一九四八年、神奈川県生まれ。一九七七年、東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。現在、東京工业大学大学院社会学研究科価値システム専攻教授（社会学）。著書に『言語ゲームと社会学理論——ヴィトゲンシュタイン・ハート・ルーマン』（勁草書房）、『はじめての構造主義』（講談社）、『言語派社会学の原理』（洋泉社）、『天皇の戦争責任』（共著、径書房）、『世界がわかる宗教社会学入門』（筑摩書房）、『その先の日本国へ』（勁草書房）、『言語／性／権力』（春秋社）、『政治の教室』（PHP）、他多数。